

第4回小金井市市民協働のあり方等検討委員会次第

1 日 時 平成23年3月2日（水）午前10時～12時

2 場 所 萌え木ホールA会議室

3 議 題

- (1) 協働の定義
- (2) 協働の意義
- (3) 協働の原則
- (4) その他

4 提出資料

- (1) 市民協働に関する小金井市実態調査報告書
- (2) 「協働の定義」についての小金井市及び他市等の例
- (3) 「協働の意義」についての他市等の例
- (4) 「協働の原則」についての小金井市及び他市等の例

以下は、情報提供として資料を提出するものです。

- (5) 鳩山内閣総理大臣による所信表明演説（平成21年10月25日）及びその後の関連記事（新聞記事抜粋）
- (6) 「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言及び関係資料
- (7) 平成23年度政府税制改正大綱（抜粋）及び関係資料
- (8) 新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン
- (9) 小金井市長による平成23年度施政方針（市報こがねい・3月1日号）
- (10) 「ぼらんていあ こがねい」1月1日号、3月1日号

「協働」の定義について

【小金井市の例】

- 1 小金井市市民参加条例（第2条（定義）第2号）
協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力し市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- 2 小金井市長期総合計画第4次基本構想・前期基本計画
協働 市民及び市が、お互いを尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させること。
- 3 小金井市第3次行財政改革大綱
市民協働 行政と多様な構成主体（市民、自治会・町内会、NPO、企業等が）、公共の利益に資する同じ目的のためにそれぞれが主体となり、対等の立場で協力して共に取り組むこと。
- 4 当委員会による市民協働に関する小金井市実態調査の説明文書
協働事業 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して実施する公共性のある事業。

【他市等の例】

- 1 自治省（「地域づくりのための民間非営利活動に対する地方公共団体のかかわりの在り方に関する研究報告」・1997年3月）
協働 「相互の特性の認識・尊重」を基礎として、相互に「対等関係」のもとで、「協調・協働」していくこと。つまり、両者が互いに対等の当事者であることを認め合うこと。
- 2 東京都（「東京都ボランティア・NPOとの協働に関する検討委員会報告」・2000年10月）
協働 行政とボランティア・NPOとが相互の存在意識を認識し尊重し合い、相互にもてる資源を出し合い、対等の立場で、共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をすること。
- 3 東京都（「東京都における社会貢献活動団体との協働～協働の推進指針」・平成13年3月）
協働 相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実

現に向け、サービスを提供するなどの協力関係。

4 武蔵野市（武蔵野市NPO活動促進基本計画）

協働とは、NPO・市民活動を行う団体と市が、それぞれの主体性のもとに、互いの特性を活かしながらパートナーシップを発揮し、地域の課題や社会的な課題の解決という共通の目的のために、協力して公益的サービスに取り組み、あるいは“新しい公共”を作り出すことを言う。

5 調布市（調布市市民参加プログラム）

協働 市民、市民活動団体、NPO等と市が対等の立場に立ち、共通の目的に向かってそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いが協力し合って取り組むこと。

6 西東京市（「市民活動団体との協働の基本方針」）

協働 この基本方針における「協働」とは、市民活動団体と市とが「①相互に対等な関係のもと、②互いの特性や立場を十分理解し、認め合いながら、③共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力すること」をいいます。

7 特定非営利活動法人日本NPOセンター

協働 「異種・異質の組織」が、「共通の社会的な目的」を果たすために、「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、「対等の立場」で「協力して共に働く」こと。